

NPO法人MamaCanサポートスタッフ規約

2020.10.1改訂

第1条（業務の委託）NPO法人MamaCan（以下、甲）は、注文書又は電磁的方法の内容および本契約条項に従い、注文書又は電磁的方法に記載の業務（以下、「本業務」）をサポートスタッフ（以下、乙）に委託し、乙はこれを受託する。

第2条（契約の成立）本契約は、甲が注文書又は電磁的方法で乙に依頼し、乙が業務を請けることに書面または電磁的方法で合意した時に成立する。

第3条（支払い）支払方法は以下とする。

甲は、本業務の対価として注文書又は電磁的方法に記載の給与を乙に支払うものとする。当該支払いは実施した月の末締め、翌月25日までに乙の指定する銀行口座に振込、または直接受け渡しを行う。

第4条（報告）乙は、本業務の実施完了後、速やかに当該業務の履行結果を書面または電磁的方法等で甲に報告するものとする。

第5条（再委託）乙は、業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、甲の事前の承認を得た場合はこの限りではない。

第6条（代理権）本契約は、乙に対し甲の代理人としての地位を与えるものではなく、乙は第三者に対し、甲の代理権を有する旨の表示を一切行わない。

第7条（禁止事項）乙は甲の承諾なしに開催場所や団体や企業との直接交渉をしたり、甲の企画運営を妨げるような対象者との交渉を行わないものとする。

第8条（守秘義務）乙は、本契約終了後も本契約履行に際し知り得た甲の機密情報（対象者の個人情報、甲の取引先企業・団体情報等も含む）を第三者に開示・漏えいしてはならず、本契約履行の目的以外に利用してはならない。

第9条（損害賠償）乙は、本契約の履行にあたり、甲または対象者に対し損害を与えた場合は、当該損害を賠償しなければならない。

第10条（更新）サポートスタッフは年次更新とし、乙は年度末に甲の指定するサポートスタッフ登録フォームに登録を行うものとする。

第11条（合意管轄）本契約に関する一切の訴訟については、千葉地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（協議）本契約に定めのない事項または本契約の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ誠意をもって解決する。

以上

2020.10.1改訂